

令和元年 5 月 20 日

会員各位

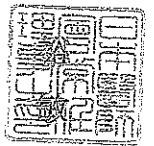
鎌倉市医師会会長 井上 俊夫
地域保健担当理事 花岡 正人
宮下 明

医師確保計画策定ガイドライン及び
外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドラインについて

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

日本医師会常任理事

羽 鳥
釜 范



医師確保計画策定ガイドライン及び

外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドラインについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局地域医療計画課長及び医事課長連名で、各都道府県衛生主管部(局)長宛に標記通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

本件は、「医療法及び医師法の一部を改正する法律」の施行（平成30年8月2日付日医発第510号（地.132）の文書を持って貴会宛送付済）に伴い、医療計画に定める事項として新たに「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」及び「医師の確保に関する事項」が別に規定されたことから、これらの事項を医療計画に定めるにあたって留意すべき事項等について、ガイドラインが作成されたものであります。

本件については、厚生労働省「医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会」（本会より今村副会長、羽鳥常任理事が参画）を中心に議論されたものであり、「第4次中間とりまとめ」及び「参考資料」も併せてお送りいたします。

1. 医師確保計画策定ガイドライン

都道府県においては、医師偏在指標に基づく医師確保の方針、確保すべき目標医師数、目標の達成に向けた施策内容という一連の方策を、医療計画の中で特に「医師確保計画」として、2019年度中に策定することとなります。

ガイドラインにもあるように、策定にあたっては医師会、都道府県医療審議会等の意見を聴く必要があるとともに、地域医療対策協議会の意見を反映させることも必要とされています。地域の実情に応じた医師確保計画となるよう、貴会におかれましては、主導的立場で関与していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、医師偏在指標については、ガイドラインにも書かれている通り、「医師の絶対的な充足状況を示すものではなく、あくまでも相対的な偏在の状況を表すものであるという性質を十分に理解した上で、数値を絶対的な基準として取り扱うことや、機械的な運用を行うことのないよう十分に留意する必要がある」とされています（外来医師偏在指標も同様）。

また、産科・小児科に関しては、政策医療の観点、医師の長時間労働となる傾向、診療科と診療行為の対応を明らかにしやすいことから、別に医師確保計画を定めることとなっています。ただし、今回示された産科・小児科の医師偏在指標は暫定的なものであり、かつ地域の偏在を是正するための指標で、診療科間の医師偏在を是正するものではないことにご留意ください。

また、医学部における地域枠・地元出身者枠の設定については、それぞれの偏在調整機能の違いを踏まえ、都道府県知事から大学に対して地域枠・地元出身者枠の創設又は増員の要請ができる場合とその数を示しています。

2. 外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン

外来医療については、無床診療所の開設が都市部に偏っている等の状況にあることから、厚生労働省の医師需給分科会においては、複数の構成員が法的強制力をもって開業規制を行うことを主張するなかで、本会としては終始一貫して強制的手法の回避、医師の自主的判断による対応を求めてまいりました。そして、昨年の医療法・医師法改正では、外来医療機能については地域ごとのデータを可視化して提供することで、開業を考えている勤務医の行動変容を促していくことが、第一の策となったという経緯があります。

外来医療に係る医療提供体制に関する協議の場については、地域医療構想調整会議が想定されており、郡市区医師会におかれましては、引き続き主導的立場での協議をお願いいたします。

外来医師多数区域においては、新規開業者に対して、地域で不足する外来医療機能を担うことを求めることとなりますが、不足する機能についての検討も「協議の場」で行うこととなります。

また、医療機器の効率的な活用についても、外来医療計画に盛り込むものとされ、「協議の場」で検討していただくこととなります。